

保育所(園)及び認定こども園の保育料・副食費について

－ 東広島市 こども未来部 保育課 －

1 保育料・副食費（以下、「保育料等」という。）について

（１）納付のお願い

保育料は、**保育サービスを利用するために必要な費用**です。家計に与える影響を考慮して、保護者の収入状況等に応じて、保育所等で日々の保育を行うために必要な経費の一部を負担していただきます。また、副食費は、**給食を提供するための食材費等**に充てられるものです。

このことについて十分御理解いただき、**納付期限内に必ず納付いただきますようお願いいたします。**

（２）クラス年齢と保育料等の関係について

0～2歳児クラスに属する児童は保育料が必要です。3～5歳児クラスに属する児童の保育料は無償となる一方で副食費（おかず代）をご負担いただきます。副食費の額は施設によって異なりますので、各保育施設にご確認ください。（0～2歳児クラスは主食を含めた食事で、その費用は保育料に含まれています。）

保育料及び副食費はクラス年齢（入所年度における4月1日時点での年齢）により区分します。例えば、9月1日が誕生日の児童が4月1日時点で2歳だった場合、その年度中は2歳児クラスに属し、保育料がかかります。

5歳児クラス	副食費
4歳児クラス	
3歳児クラス	
2歳児クラス	保育料
1歳児クラス	
0歳児クラス	

2 保育料の額・副食費の徴収（又は免除）の決定方法について

児童の扶養義務者のうち、原則として、同一生計である父母【※1】の市町村民税に基づき、毎年決定されます。

同一生計の父母【※1】の市町村民税の
課税の有無／所得割額の合計



次ページ「保育料等 徴収月額基準表」を基に決定

【※1】父母（ひとり親認定のある世帯の場合は、父母のうちいずれか一人）の収入の合計額が基準額（月額10万円（年額120万円））未満であり、かつ、祖父母等と同居している場合、その祖父母等のうち、最も市町村民税額の高い者を「家計の主宰者」として「**保育料等算定上の世帯**」に加え、保育料を決定します。

保育料等算定上の世帯

=

保育料等算定対象者
(父母及び場合により同居祖父母等のうち一人)

+

その算定対象者と
生計を一にする者

※「保育料等算定上の世帯」とは、生計を一にする消費経済上の1単位を指し、必ずしも住民票上の世帯と一致するものではありません。

保育料等の算定対象に祖父母等が含まれていても、収入の増額等により平均収入月額が継続的に10万円を超えるようになったときは、保育料等の算定対象から祖父母等を外すことができます場合があります。（一定期間の給与明細書等の提出が必要です。）詳しくは保育課までお問い合わせください。

（１）保育料等の決定に用いる市町村民税の参照年度について

令和6年								令和7年		
4月分 保育料等	5月分 "	6月分 "	7月分 "	8月分 "	9月分 "	10月分 "	11月分 "	12月分 "	1月分 "	2月分 "
令和5年度市町村民税に 応じて決定 （令和4年中の収入により算定）					令和6年度市町村民税に 応じて決定 （令和5年中の収入により算定）					

参照する税年度の切り替わりのタイミングで、毎年、保育料等の決定（9月分以降）を行います。

※税額に変更等があった場合は、速やかに保育課へ申し出て、申告書の控えを提出してください。

（２）税額が不明な場合の保育料等について

確定申告をしていない等により市町村民税額の確認ができなかった場合は、保育料は「D13 階層（最高額）」、副食費は「徴収」にて仮決定いたします。必要な書類を提出いただいた後、改めて保育料の決定を行います。

※年度内に限る。

（３）保育料の多子軽減について

保育所等を利用している児童に上の子がいる場合の保育料等は、半額または無料になる場合があります。詳しくは2ページ先をご確認ください。

(4) 月中途に入所・退所した場合の保育料等について

保育実施の有無等（日・祝等）を考慮して、日割り計算となります。なお、退所せずに保育所等を欠席した場合等については、利用の有無にかかわらず所定の保育料がかかりますのでご注意ください。

(5) ひとり親世帯／障がいのある人がいる世帯等の保育料等について

- 次の要件をすべて満たす場合、保育料等は、【徴収月額基準表【特例】】により決定されます。
- ・保育料等の算定に用いる市町村民税額の合算額が77,101円未満である
 - ・ひとり親世帯【※1】、又は、障がい者手帳等を所持している世帯【※2】、又は、生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める世帯
- 【※1】 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- 【※2】 「保育料等算定上の世帯員」について、次のいずれかの状況に該当する世帯
- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がいる世帯
 - ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児がいる世帯
 - ・国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者がいる世帯

(6) 算定に用いる市町村民税所得割額について

[配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等]を適用する前の金額を用います。

(7) 保育料等を決定するための徴収月額基準表について

＜保育料等 徴収月額基準表＞					＜保育料等 徴収月額基準表【特例】＞					
階層 区分 【※4】	市町村民税の 課税状況等		保 育 料 (多子軽減による2人目保育料)		副 食 費 3～5歳児クラス 標準時間・短時間 ・教育標準時間	階層 区分 【※4】	保 育 料 (多子軽減による2人目保育料)		副 食 費 3～5歳児クラス 標準時間・短時間 ・教育標準時間	
			0～2歳児クラス				0～2歳児クラス			
			標準時間	短時間			標準時間	短時間		
A	生活保護世帯等【※3】		0	0	市町村民税額 57,700円【※5】 未満 徴収免除	A	0	0	徴収免除	
B	非課税世帯		0	0		B	0	0		
C1	均等割のみ課税		13,000 (6,500)	12,300 (6,150)		C1	5,800 (0)	5,500 (0)		
C2	市 町 村 民 税 所 得 割 額	48,600円未満	17,100 (8,550)	16,160 (8,080)		C2	6,200 (0)	5,900 (0)		
D1		48,600円以上 60,700円未満	19,200 (9,600)	18,150 (9,080)		D1	6,700 (0)	6,400 (0)		
D2		60,700円以上 71,600円未満	21,900 (10,950)	20,700 (10,350)		D2	7,200 (0)	6,800 (0)		
D3		71,600円以上 83,700円未満	25,900 (12,950)	24,500 (12,250)		D3	7,700 (0)	7,300 (0)		
D4		83,700円以上 97,000円未満	30,000 (15,000)	28,350 (14,180)		※市町村民税所得割額 77,101円以下				
D5		97,000円以上 108,400円未満	32,800 (16,400)	31,000 (15,500)		【月額／円】				
D6		108,400円以上 123,300円未満	36,700 (18,350)	34,700 (17,350)		・2人目が（ ）内の金額で、3人目以降は無料です。 ・利用する保育施設によって、保育料以外に施設の運営にかかる経費や、教材費等の特定負担額を求めることがあります。詳しくは各保育施設にご確認ください。				
D7		123,300円以上 145,000円未満	40,600 (20,300)	38,360 (19,180)						
D8		145,000円以上 169,000円未満	44,500 (22,250)	42,000 (21,000)						
D9		169,000円以上 190,300円未満	50,000 (25,000)	47,250 (23,630)						
D10		190,300円以上 222,300円未満	54,000 (27,000)	51,030 (25,520)						
D11		222,300円以上 301,000円未満	58,500 (29,250)	55,300 (27,650)						
D12		301,000円以上 397,000円未満	60,300 (30,150)	57,000 (28,500)						
D13		397,000円以上	64,000 (32,000)	60,480 (30,240)						徴収

【※3】 ・生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）
・中国在留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯

【※4】 認定こども園等を幼稚園的利用（1号認定）する場合、階層区分は、「1」や「2」といった数字のみで表記される階層となり、保育料は無償化により0円となる一方で、副食費がかかります。

【※5】 認定こども園等を幼稚園的利用（1号認定）する場合には、57,700円を77,101円と読み替えてください。

3 保育料等の多子軽減について -上の子がいる場合の保育料等-

保育所等を利用している児童に上の子がいる場合について、保育料が半額又は無料に、又は、副食費が徴収免除となる場合があります。（これを多子軽減といいます。）上の子と認定する範囲は、世帯の状況・税額等によって異なります。なお、上の子の通う施設によっては、在園証明書等の提出が必要になる場合があります。

<多子軽減の適用表（保育所利用（3号認定及び2号認定）の場合）>

世帯の状況	市町村民税 所得割額	対象となる 上の子	在園証明書 の提出	対象児童の保育料 / 副食費	
				対象児童が第2子	対象児童が第3子以降
ひとり親世帯 又は 障がいのある 人がある世帯等 (詳細は前ページ参照)	77,101円 未 満	父母と同一生計の 子ども全て	不要	0円 / 0円	0円 / 0円
	77,101円 以 上	施設【※1】に在籍する 就学前児童のみ	通所施設 により要【※1】	半額 / 全額 (軽減なし)	0円 / 0円
	57,700円 未 満	父母と同一生計の 子ども全て	不要	半額 / 0円	0円 / 0円
上記以外の世帯	57,700円 以 上	施設【※1】に在籍する 就学前児童のみ	通所施設 により要【※1】	半額 / 全額 (軽減なし)	0円 / 0円

<多子軽減の適用表（幼稚園利用（1号認定）の場合）>

世帯の状況	市町村民税 所得割額	対象となる 上の子	在園証明書 の提出	対象児童の副食費	
				対象児童が第2子	対象児童が第3子以降
	77,101円 未 満	小学校1～3年生 及び 施設【※1】に在籍する 就学前児童	通所施設 により要【※1】	0円	0円
全ての世帯	77,101円 以 上	小学校1～3年生 及び 施設【※1】に在籍する 就学前児童	通所施設 により要【※1】	全額 (軽減なし)	0円

【※1】多子軽減の対象施設及び在園証明書の一覧表

多子軽減対象施設及び在園証明書が不要か必要かどうかについては次のとおりです。

多子軽減対象施設で、在園証明書等の提出が**不要**

- 保育所
- 認定こども園
- 幼稚園
- 地域型保育事業所
- 企業主導型保育事業所

多子軽減対象施設で、在園証明書等の提出が**必要**

- 特別支援学校幼稚部
- 情緒障がい児短期治療施設通所部
- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援

4 保育料等の変更・減免について

(1) 保育料等の変更について

次のような場合に、保育料等の変更が必要な場合がありますので、保育課、支所又は利用中の保育施設（以下、「保育課等」という。）に必要な書類を提出してください。なお、市による調査等により世帯状況の変更等が発覚した場合、遡及して差額分の保育料等を徴収する場合がありますので、速やかに手続きを行ってください。

※書類が**保育課**に到着した翌月の保育料等決定時に変更を行います。

※下記の通り、各書類の最終提出期限にご注意ください。 **※原則として年度を超える保育料等の変更は行いません。**

i) 世帯状況に変更があった場合 **最終提出期限：年度末まで**

- 祖父母等と同居（別居）を始めた
- 家計の主宰者が変わった（祖父母の扶養に入った等）
- 生活保護の受給開始／保護廃止となった
- 世帯員の障がい者手帳等の所持状況が変わった
- 離婚した／離婚を前提とした別居を始めた／配偶者が亡くなった
- 結婚した／未届だが同居を始めた

<必要提出書類> ●教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） ※用紙は保育施設等にあり。

●その他の書類（必要な場合と不要な場合があります。詳細については、保育課へお問い合わせください。）

ii) 所得税・市町村民税額に変更があった場合 **最終提出期限：年度末まで ※税務署へ申告等を行った場合のみ、期限はその年度の12月末まで**

市民税課や税務署へ修正申告した場合は、保育課等へ申し出てください。

<必要提出書類> ●申告書の控え

(2) 保育料等の減免について

児童の属する世帯が、火災・風水害等の災害その他特別の事情により、納付が困難であると認められる場合には、申請により保育料が減免される場合(副食費は対象外)があります。詳しくは保育課にお問い合わせください。

5 保育料等の納付について

(1) 保育料等の納付先について

保育料等の納付先は、利用する施設に応じて次のとおりです。以下では、「①東広島市」へ納付する場合の説明を記載しています。「②各保育施設」は、直接保育施設への納付となりますので、各施設にお問い合わせください。

	公立		私立		
	保育所	認定こども園	保育所	認定こども園	小規模保育事業
保育料	①東広島市	①東広島市	①東広島市	②各保育施設	②各保育施設
副食費	①東広島市	①東広島市【※1】	②各保育施設	②各保育施設	なし

【※1】公立認定こども園の副食費について、幼稚園利用(1号認定)の場合のみ「②各保育施設」で徴収します。(保育所利用(2号認定)は「①東広島市」です。)

ー広域利用による他市町村の保育施設を利用する場合ー

- 公立保育施設 → 「他市町村の自治体」へ納付
- 私立保育施設(保育所) → 「①東広島市」へ納付
- 私立保育施設(認定こども園等) → 「②各保育施設」へ納付

(2) 東広島市への納付方法について

保育料及び副食費の納付は、**口座振替を原則**としています。御理解と御協力をお願いします。
(市内に本店・支店のある銀行に限りです。)

※口座振替の手続きが困難な場合、送付する納付書により**金融機関の窓口で納付**していただくことになります。

(3) 口座振替申込み方法

- 提出書類 「保育所(園)保育料口座振替依頼書(以下、「口座振替依頼書」という。)」 ※入所決定後、保育施設より配布
- 提出先 直接、「口座振替依頼書」に記入した金融機関の窓口へ提出

※きょうだいが入所している場合、原則として同じ口座からの振替となります。
※振替日に残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替は実施しません。振替日以降に送付される「督促状(兼納付書)」を、金融機関の窓口を持参し納付してください。

(4) 口座振替日(納期限)について

期別	口座振替日 (納付書の場合は納期限)	期別	口座振替日 (納付書の場合は納期限)	期別	口座振替日 (納付書の場合は納期限)
4月分	令和6年 4月30日	8月分	令和6年 9月 2日	12月分	令和7年 1月 6日
5月分	令和6年 5月31日	9月分	令和6年 9月30日	1月分	令和7年 1月31日
6月分	令和6年 7月 1日	10月分	令和6年10月31日	2月分	令和7年 2月28日
7月分	令和6年 7月31日	11月分	令和6年12月 2日	3月分	令和7年 3月31日

(5) 保育料等が滞納になった場合について

●児童手当からの徴収について

保育料等に滞納があるにもかかわらず継続的な納付が困難な場合については、同意の上で児童手当から保育料等に充当することができます。詳しくは保育課までお問い合わせください。

●滞納処分について

督促状(兼納付書)に記載された期日までに保育料の納付がない場合は、次のような対応を取る場合があります。

- 施設長等による面接指導
- 自宅及び勤務先への電話・訪問
- 勤務先への給与照会及び金融機関等への財産調査
- 差押(預金・給与・生命保険・不動産等)の滞納処分

なお、保育料を滞納した期間に応じて延滞金がかかる場合があります。

東広島市役所 こども未来部 保育課 保育所係
〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号
TEL (082) 420-0934 FAX (082) 422-6669